



# 経営ニュース

黒埼商工会広報 No.326  
《平成29年12月号》  
TEL 377-3155 FAX377-4056

## ●女性部 視察研修を行いました

女性部では、11月15日～16日にかけて山梨方面へ視察研修に行ってきました。

今回は、山梨県の西桂町商工会を視察し、女性部が行っている「おもてなし交流事業」を体験してきました。

西桂町は富士山の麓に近く、湧水や甲州織りという特産品があり、西桂町の女性部の皆さんと交流を図りながら、ミネラルウォーターの工場、織物・傘製造工場を見学しました。



## ●商業部会主催「年末大売出し」実施について

商業部会では、1年間のご愛顧に感謝を込め、年末大売出しを開催します。期間中、売出しポスターが貼ってある加盟店(24店舗)で、お買物・サービス利用500円で、商品券が当たる抽選の応募券を進呈します。皆様のご利用をお待ち申し上げます。

2019 年末大売出し  
売出し期間 平成29年 12/10日～31日  
1年間のご愛顧に感謝を込めて今年2019年12月/年末大売出しが  
加盟店で使える商品券が当たる!!  
商品券 10% 5,000円分  
商品券 50% 2,000円分  
期間中、加盟店にてお買物・サービス利用500円で応募券1枚進呈いたします!  
応募券に必要事項をご記入の上、期間中に各加盟店の応募箱にお入れください。  
抽選日:平成30年1月10日  
抽選結果は、当選者には、抽選品を発送いたします。お楽しみに!  
※応募券がなくなり次第終了となります。

黒埼商工会主催の「年末大売出し」加盟店		皆様から、楽しくお買物をして商品券もゲットできる!!	
1 板井「茂助」	2 板井「茂助」	3 板井「茂助」	4 板井「茂助」
5 板井「茂助」	6 板井「茂助」	7 板井「茂助」	8 板井「茂助」
9 板井「茂助」	10 板井「茂助」	11 板井「茂助」	12 板井「茂助」
13 板井「茂助」	14 板井「茂助」	15 板井「茂助」	16 板井「茂助」
17 板井「茂助」	18 板井「茂助」	19 板井「茂助」	20 板井「茂助」
21 板井「茂助」	22 板井「茂助」	23 板井「茂助」	24 板井「茂助」

- 売出期間 平成29年12月10日(日)～31(日)
- 賞品 加盟店で使える商品券 5,000円分10本  
2,000円分50本
- 抽選 平成30年1月10日  
当選者には賞品を発送します。  
(応募券が無くなり次第終了します。)

## ●黒埼商工会「新年会」開催について

商工会では下記の日程で新年会を開催いたします。会員の皆様、是非ご参加下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・日 時 平成30年1月24日(水)  
午後6時より
- ・会 場 板井「茂助」
- ・会 費 4,000円
- ・申し込み 1月18日までに黒埼商工会へお申し込み下さい。



## ●年末年始 商工会館 休館のお知らせ

年末年始の下記の期間、商工会館を休館させていただきます。何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。

**休館期間 平成29年12月29日(金)～平成30年1月3日(水)**

裏面もご覧下さい

## ●マル経融資(小規模事業者経営改善貸付)のご案内

無担保、無保証人で日本政策金融公庫が低利で融資する大変有利な融資制度です。

・融資限度 2,000万円 ・貸付金利 1.11% (H29.10.12現在)

・返済期間 運転資金7年以内 設備資金10年以内

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)であること、商工会の経営指導を原則6ヶ月以上受けているなどの要件があります。

詳しくは商工会へお問合せ下さい。



## ●確定申告時 医療費控除の適用を受けられる方へ

### 「医療費控除の領収書の添付が不要になります」

平成30年1月1日から、平成29年分以降の確定申告において、医療費控除又はセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける場合には、医療費の領収書の添付(提示)に代えて、「医療費の明細書」又は「医療品購入費の明細書」を確定申告書に添付することとなりました。

(経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、選択により、これまでの領収書の添付(提示)による適用も可能です。)

領収書の添付(提示)は不要となりますが、領収書については、所得税の申告期限から「5年間」保存しておく必要があります。(税務署から提示又は提出を求められる場合があります。)

詳しくは国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1120.htm>)をご覧くださいか、商工会へお問合せ下さい。

## ●有期労働者の「無期転換ルール」について

### ～平成30年4月から無期労働契約への転換申込みが本格化します～

有期労働契約が反復更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換しなければなりません。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に締結した有期労働契約から開始します。平成25年4月から無期転換ルールが適用になる労働者が出てきますのでご確認ください。

詳しくは無期転換ポータルサイト(<http://muki.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

## ●消費税軽減税率対策補助金について

消費税率の改正(10%への移行)は平成31年10月1日に予定されています。改正と同時に軽減税率制度が導入され、軽減税率対象品目(酒類・外食を除く飲食料品、週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの))を扱う事業者は、請求書、レシート等に軽減税率分(8%)がわかるように記載する必要があります。

国では複数税率に対応するレジの購入費用等の補助や、複数税率に対応するため電子的な受発注システムの改修費用費用を補助する制度があります。(補助事業の完了期限は平成31年9月30日迄に変更されました。)

※詳しくは 商工会へお問合せいただくか軽減税率対策補助金ホームページ(<http://kzt-hojo.jp/>)でご確認ください。

## ● 無料法律相談のご案内

事業にかかわるトラブル、生活にかかわるトラブルなど弁護士が無料でご相談をお受けいたします。

・日時 平成30年1月25日(木) 午前10時～12時

・会場 黒埼商工会館 ・相談員 奈良橋 隆 弁護士

※相談は1組30分まで ※事前申し込み必要(電話等で商工会へご予約下さい)

